

## 日常生活用具のストマ装具・紙おむつ等の基準額を増額しました

本市では、障害者(児)が使用するストマ装具・紙おむつ等の購入費用の一部を助成しています。

令和6年4月から、ストマ装具・紙おむつ等の基準額を増額いたしました。

### 基準額について

品目		増額前	増額後
ストマ装具	消化器系	8,860円	10,000円
	尿路系	11,640円	13,000円
紙おむつ等		12,000円	14,000円

ご不明点等ありましたら、下記にお問い合わせ願います。

お問い合わせ

船橋市役所障害福祉課 日常生活用具担当

TEL:047-436-2309 FAX:047-433-5566